

## 災害発生時における相互協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉刑務所（以下「乙」という。）は、千葉市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が行う災害対策に関する乙の協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、千葉市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の管理する施設の一部を、法第49条の4の指定緊急避難場所又は法第49条の7の指定避難所（以下「避難所等」という。）として使用すること及び甲が行う災害対策に乙が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要事項を定めるものとする。

### （協力の範囲）

第2条 乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。

- （1）防災関係機関の活動拠点や避難所等として、施設の一部の使用を許可すること
- （2）地域に居住する住民等と連携して避難所等を運営すること

### （施設の利用等の申請）

第3条 甲は、乙の施設を避難所等として利用する必要が生じたときは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づき、乙に対し、次の各号に掲げる乙が管理する施設の一部又は全部及び施設に付随する設備、備品、機器類等（以下「施設等」という。）の使用を申請すること、避難所等を開設すること及び運営等への協力（以下「施設の利用等」という。）を要請することができるものとする。

- （1）職員待機所
- （2）駐車場
- （3）その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に前項の申請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出するものとする。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

### （申請に基づく措置）

第4条 乙は、甲から前条第2項に基づく申請があったときは、関係機関と協議の上、刑務所の運営に支障のない範囲において許可し、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付することとし、甲は、当該許可書に記載の使用条件に基づき施設等を使用するものとする。

- 2 乙は、前項の使用を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。
- 3 乙は、施設等の使用を許可した後、速やかに協力準備を講じるものとする。

(許可の取消しまたは変更)

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し、又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じても、乙はその補償は行わないものとする。

- (1) 乙に、刑務所の運営に支障が生じる、又は生じるおそれのあるとき。
- (2) 甲に、本協定に違反する行為が認められたとき。

(使用時の注意事項)

第6条 甲は、第4条第1項で許可された施設等を使用する者に対し、許可された施設等以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

- 2 乙は、第4条第1項において許可した施設等に、地域住民等が避難したときに発生した事故に対する責任は一切負わないものとする。

(報告義務)

第7条 甲は、避難所等の使用によって、第4条第1項で許可された施設等が、損壊した場合は、乙に速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に本来の業務を再開できるよう努めるものとする。

- 2 甲は、避難している地域住民の減少等によって、第4条第1項で許可された施設等の使用を終了したときは、使用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の現状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第2条の各号に掲げる協力において要した経費については、甲の負担とし、その金額等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 2 前項及び前条第2項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

- 2 乙は、第3条の各号に掲げる施設を廃止、又は改築その他の事由により重要な変更

を加えようとする場合は、甲に対し、事前に連絡するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(情報の不開示)

第12条 甲は、本協定で知り得た第4条第1項において使用を許可された施設等の警備に関する情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民等の個人情報を、第三者に提供してはならない。

(協議事項)

第13条 本協定に定めがない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙は協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 1月 4日

別紙様式1

年 月 日

法務省所管国有財産部局長 千葉刑務所長 殿

申請者住所 千葉市〇〇

申請者 千葉市長 〇〇 〇〇

### 国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を送付して申請します。

#### 記

#### 1 使用しようとする財産

(1) 所 在 千葉市若葉区貝塚町192番地

(2) 区 分 土地(建物)

(3) 使用場所 千葉刑務所職員待機所(及び〇〇) 〇〇平方メートル

#### 2 使用しようとする理由

災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1項に定める災害の発生により、法第49条の4の指定緊急避難場所又は法第49条の7の指定避難所(以下「避難所等」という。)として、地域住民等が利用するため。

#### 3 使用を開始する日

年 月 日(〇)

#### 4 その他参考となるべき事項

別紙様式2

年 月 日

千葉市長 ○○ ○○ 殿

法務省所管国有財産部局長  
千葉刑務所長 ○○ ○○

### 国有財産使用許可書

貴市から依頼のありました、地域住民等の避難所等として当所所管の国有財産を使用することについては、下記のとおり許可します。

#### 記

##### 1 使用場所

- (1) 所 在 千葉市若葉区貝塚町192番地
- (2) 区 分 土地(建物)
- (3) 使用場所 千葉刑務所職員待機所(及び○○)○○平方メートル

##### 2 使用内容

防災関係機関の活動拠点及び地域住民等の避難所

##### 3 使用開始日

年 月 日(○)

##### 4 その他

- (1) 使用にあたっては、既設物を破損または損傷させないように注意して使用すること。
- (2) 本使用にかかる事故またはトラブルに関しては、千葉市が一切の責任を負うこと。
- (3) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること。